

琉球処分と1880年代初期の清国の朝鮮政策 (I)

The “Ryukyu Syobun” and the Qing Dynasty’ Diplomatic Policy in the early 1880’s Korea (Part I)

布和
Buhe

In 1879, the influence of the disposal of Ryukyu by the Meiji government not only affected the relationship between Japan and the Qing Country, but also on the tributary system of Qing with neighboring countries, mainly in the Qing Country, and brought a strong sense of crisis on the part of the Qing Dynasty. While calling on Japan to negotiate the Ryukyu issue, the Qing State urged the Korean government to open to the Western powers. This paper analyzes the series of movements on the Part of the Qing Dynasty before and after the Disposal of Ryukyu from the viewpoint of the Qing-Japan and Qing-Korea, and discussed the changes in the Korean policy on the Part of the Qing Dynasty.

はじめに

1870–80年代の朝鮮情勢を論じる時に、朝鮮と清国間に前近代から続いてきた宗属関係は避けて通れない問題として認識されるべきである。宗属関係は、朝貢・冊封関係とも言って、宗主国への属国（宗属国とも言う。筆者）からの朝貢並びに属国国王に対する宗主国による冊封などの行為によって示され、維持される。宗属関係は、清国と朝鮮間だけに存在する関係ではなく、清国を宗主国として、琉球・ベトナム・ミャンマーなどの国とも有していた¹。

清国と朝鮮間の宗属関係は、清朝政権が樹立する以前から形成されて、それ以降、大きく変動することなく19世紀後半に辿りつくが、相次ぐ欧米と日本の朝鮮進出、または日清関係の変化によって否応なく試練を迎えた。

当該期の朝鮮には、日本との日朝修好条規の定立（1876年）、欧米との通商条約の締結（82年4月～6月）などの条約外交が行われ、また壬午事変（82年7月）・甲申事変（84年12月）などの突発的な事件も生じて、これまで安定した清朝宗属関係に対しては、大きな衝撃を以てその改変を促した。

これまで、日朝修好条規の定立、或は壬午・甲申事変による清朝宗属関係に対する影響を論じる研究が多くあったけれど、1882年の朝鮮と欧米諸国との通商条約交渉、つまり欧米に対する朝鮮開国の背景及びそれによる清朝宗属関係に対する影響を論じる研究が少なかった。以下は先行研究の整理とその問題点への指摘を行い、合わせて本論の論じるポイントを示しておく。

まず、70年代における清国と朝鮮の関係について、田保橋潔（敬称略、以下同じ）は、当該期の外国との交渉に当たって、宗属関係に対する朝鮮側の考えを以下のように述べた。

（1873年12月までの大院君政権以降。筆者）国王・戚臣が外交に就いて、清国の指導を仰ぐについては、幾多の障害があった。第一に清国が屢々第三国に声明した如く、朝鮮の内治外交は一切自主に由るもので、政治問題について干渉した例はない。既に李太王丙寅（慶応二）年七月、フランス国艦隊遠征に際して、総理衙門は調停の意響を示したが、大院君政権は藩臣外交の義なく、守邦の彝典を格遵し、一毫も遺憾とすべきものなしと主張し、婉曲に拒否して居る。今俄かに態度を一新して、清国の示教を求め、調処を請うことは事態に於て不可である。第二に国初以来、政教禁令自主独立に由って来たものが、今一朝にして外交に関して、宗主国の指導を受ければ、将来内政干渉の端を開く危険がある。後者については、国王・戚臣がどの程度に認識して居たか猶疑問であるが、後年最大の圧迫を以て強行せられたものである²。

田保橋は、外交に疎い当該期の閔氏政権は宗主国である清国のアドバイスと助けを受けたいが、大院君政権の拒否する前例及び清国からの国内政治への干渉を恐れて、二の足に踏んでいたと指摘し、日朝修好条規の交渉を含めて、朝鮮が独自に対処したことを論じた。

糟谷憲一は、1878年に日本の臨時代理公使花房義質と朝鮮国の礼曹判書尹滋承との、朝鮮側書類上にあった朝鮮・清国間の宗族関係を表わす表現に関するやり取りから、「日本は自主平等条項を根拠にして宗属関係を否認する立場を、公然と示したのであるが、宗属関係を当然のものとする朝鮮の反論にあって、宗属関係否認の最初の試みは失敗したのであった」と結論づけた³。

原田環は、1874年に清国総理衙門が礼部を通して、日本は朝鮮侵入を企てたこと及びそれを防ぐために欧米との開国を勧めた咨文を送ったことに対して、朝鮮は開国拒否の姿勢を示しながら、清国へ警戒の念を持ったと論じ⁴、また、この咨文によって朝鮮が日朝交渉に応じたとも論じた⁵。

王如絵は、清国が日朝修好条規の交渉に関与できなかったのは、国際法、つまり万国公法について無知だったことと、朝鮮事情に無頓着であったことを論じ、条約交渉に関する朝鮮

への影響を否定した⁶。

岡本隆司は当該期に欧米との交渉における清国と朝鮮の姿勢を以下のように論じた。

(仏・米などとの交渉に当たって) 清韓双方、たがいに「口実」をもうけて、責任転嫁の応酬をしていた、とあってよい。一方が慣行にしたがって、「自主」だとはつきはなし、他方が「大義」に拠って「保護」をもとめるのは、その具体的な関係において、準拠すべき「法理」が存在したわけでもなければ、両者が「実」だと納得する、一定の解釈を共有していたわけでもない、という事実を意味する⁷。

つまり、岡本は、清国と朝鮮が、欧米との交渉を回避したいがために、「属国自主」の口実を作って、そして、このような消極的な姿勢は1880年代初めまでつづいたと述べた⁸。なお、原田環が提示した1874年の清国咨文には、朝鮮開国を勧誘する内容があったが、岡本はこれに触れなかった⁹。しかし、一方では、岡本は、佐々木揚の研究である『清末中国における日本観と西洋観』を引用して、「(清国が) 朝鮮に西洋諸国と条約を結ばせて日本を牽制する、という手段も、これ(79年の朝鮮開国を勧めた丁日昌提案。筆者)がはじめての提案ではなかった」¹⁰とも述べている。

以上は、1870年代の清国・朝鮮関係を論じた代表的な研究であるが、糟谷以外の研究は、当該期の清国と朝鮮が、宗属関係を盾に責任逃れをして、不信或は疑心暗鬼の状態にあることを指摘した。果たして当該期の清国と朝鮮は、宗属関係を主に責任逃れの口実にしたのか、本論は、宗属関係の定義から、個々の出来事の分析を通して、当該期の両国関係を再検討したい。

次に、清国主導の朝鮮開国と80年代の清国対朝鮮政策については、田保橋は、清国が朝鮮に対する宗主権の強化を壬午事変に求めた¹¹。

奥平武彦は、清国主導による朝鮮開国の先駆けである米朝条約の締結に関して、李鴻章の目的の一つは、日本による米朝条約の仲介は朝鮮に対する宗主権を主張する清国の立場を失墜させるのを懸念した；もう一つは、朝鮮開国が避けられない以上、自ら米朝条約を仲介して、江華条約に対抗し得る清国の宗主権を各国に認めさせる新条約を結ぶことができるといふ自負があったからだと論じた¹²。そして、米朝条約に附属する朝鮮国王の大統領宛照会文を無視したことなどにより、李鴻章の目論見は失敗に終わったと結論づけた¹³。

信夫清三郎は、奥平の研究を引用して1880年代の朝鮮開国を論じた¹⁴。

坂野正高は、李鴻章の思惑として「朝鮮の開国は避けられない以上、……(米朝条約を仲介することは) 中国の朝鮮に対する宗属関係を強める一手段」及び「日本による朝鮮貿易の

独占を恐れた」ためとしていた¹⁵。坂野は、朝鮮開国について、時代の要請と見て、清国の勧誘策を主因と見ていないし、清国の動きの背景も言及しなかった。また、米朝条約に関して、坂野は、条約締結後、アメリカ大統領は朝鮮を完全な自由独立国として扱ったと注釈し¹⁶、要するに、清国側とりわけ李鴻章の宗属関係を強化する政策が失敗に終わったと見ていた。

金基赫は、琉球処分によって、清国、とりわけ李鴻章が清国・朝鮮間にあった「朝鮮内政不干渉」という宗属関係の伝統を改変し、朝鮮における欧米と日本の勢力均衡構造を作り上げたことで、朝鮮保護という目的が達成されたと論じた¹⁷。

津田多賀子は、1882年の朝鮮開国以降、イギリスは清国と朝鮮間の宗属関係を黙認し、不干渉政策を取っていたと論じた¹⁸。

姜在彦は、琉球処分によって、李鴻章が米朝条約を仲介したが、米国は日本と同様に、清国の宗主権を否定したと論じた¹⁹。

糟谷憲一は、清国主導の朝鮮開国について、清国本位の対露・対日戦略だったと指摘し、米朝条約交渉の詳細を論じなかった²⁰。また、「新旧外交体制の対立が、伝統的な宗属関係を維持強化しようとする清の宗主権強化政策にたいする、新外交体制（「内政・外交の自主」という開国後の体制。筆者）の存在を前提にした朝鮮側の抵抗というかたちで展開したことが、一八八〇年代半ばから一八九〇年代初めにおける朝鮮の対外関係の特徴の一つであったといえる」とも述べた²¹。

高橋秀直は、80年代の清朝関係及び清日対立の主因について、清国主導の朝鮮開国に触れずに、壬午事変と甲申事変後の善後策に求めた²²。

海野福寿は、津田多賀子の研究に同調して、イギリスは清朝宗属関係を黙認したと指摘した²³。

原田環は、琉球処分により、李鴻章が朝鮮に日本牽制のための対欧米開国策を勧告したことを論じ²⁴、米朝条約の詳細を詳しく述べなかった²⁵。

王如絵は、琉球処分と朝鮮開国との関連性を論じて、米朝条約の締結における清国の主導的な役割を享受した米国は、事実上清朝宗属関係を承認したと指摘した²⁶。

岡本隆司は、清国主導による朝鮮開国過程を詳しく論じるにあたって、奥平の研究を継承して、とりわけ米朝条約における米国側の見方と動きを精査し、迂回曲折があったが、米国は最終的に清朝宗属関係に対して不干渉政策を採ったと結論付けた²⁷。また、朝鮮開国における馬建忠の役割を高く評価した²⁸。なお、「属国・自主」という宗属関係の規定によってもたらされた清朝両国間の矛盾・衝突については、いささか誇張した感が否めない。それから、馬建忠の役割を過大評価した点もあろう。

以上は、1880年代の朝鮮開国及び清国・朝鮮関係に関する主な研究の要点である。なお、朝鮮開国過程とその後の清・朝関係を精査した研究は、金・糟谷・原田・王と岡本各氏の研

究であるが、米国をはじめ、欧米諸国と清・朝宗属関係について精査したのは、奥平・津田・岡本各氏の研究である。

本論は、まず1870年代の清朝両国の動きと外圧対応について、琉球問題における清国の対日政策を睨みながら検討することを通して、当該期清朝関係の実態を追求する。次に、第三次琉球処分による清国への影響を分析して、清国主導の朝鮮開国過程を明らかにする。さらには、米朝条約第一条及び馬建忠の役割に対する再検討を行うことによって、1880年代の清国対朝鮮政策を究明しようとするものである。

第一章 第三次琉球処分（1879）以前の清国・朝鮮関係

対外的にアヘン戦争（1840～42年）での失敗、内政的に太平天国（1851～64年）の乱を経験した19世紀後半の清国は、疲弊し切っていた。従って、フランス（1866年）とアメリカ（1871年）が相づいて朝鮮へ進出しようとして、朝鮮と通商するための仲介を求めてきた時に、「朝鮮は清国の藩属国であるけれど、政教・禁令においては自主である」という宗属関係の規定或は慣習を以って、欧米と朝鮮の衝突から保身的に逃れる口実にしたとしても不思議ではなかった²⁹。しかし、日本が明治維新を経て、清国と朝鮮に条約関係を求めてきた時には、清国の姿勢は変わった。日清修好条規に関して、清国が日本の交渉要求に応じたのは、日本を「籠絡」と「羈縻」する対象として連携し³⁰、また一面には、日本と欧米との連携を離間・阻止するためでもあったとされる³¹。

当該期の清国官憲は、周辺国の情勢は勿論、朝鮮の内情についても無知だったと言わざるを得ない。例えば、安徽巡撫英翰が日本を清国の朝貢国だと言ったり、洋務派として外国関係に詳しい李鴻章でさえ日本は朝鮮に朝貢関係を迫っているなど間違った情報を言ったりしていた³²。要するに、清国は日本の森有礼公使が1876年はじめに清国に交渉に来る及び朝鮮国王の知らせがあるまで、朝鮮の内情と朝鮮・日本関係を知らなかった。ある一面、これは、清国が朝鮮の「政教・禁令」を干渉しなかった結果とも言うことができる。

清国と朝鮮の関係について、清国自身がかつとも詳しく照会という形で述べたのは、1876年に日本の森有礼公使に対するものだった。森公使は、江華島事件のために日本が朝鮮に交渉しようとした時に、清国に行き、総理衙門に対して清朝関係の詳細を問うたのである。森公使の問いに対して、総理衙門は4度目の照会で次のように説明した。

為照覆事：光緒二年正月初七日（1876.2.1）……本王大臣查朝鮮為中国所属之邦、與中国所属之土有異、而其合於修好条規、両国所属邦土不可稍有侵越之言者則一。蓋修其貢獻、奉我正朔、朝鮮之於中国応尽之分也。取其錢糧、齊其政令、朝鮮之所自為也。此属邦之實也。紓其難、解其紛、期其安全、中国之於朝鮮自任之事也。此待属邦之實也。不肯強以所

難、不忍漠視其急、不独今日中国如是、伊古以来、所以待属国皆如是也。……³³

上記照会文において、総理衙門は宗属関係における清国と朝鮮という宗主国と宗属国の責務と役割を詳しく且つ明確に説明して、森公使が言う宗属関係が「実」が伴わない、単なる名義上の関係に過ぎない、という断言に対して精一杯の反論を行った。ここでは、総理衙門は朝鮮の責務が「修其貢獻、奉我（清国）正朔」と述べて、清国の責務が「紓其難、解其紛、期其安全」と述べた。つまり、岡本が強調した「属国自主」のほかに、「清国が朝鮮の安全を守るという軍事同盟のような関係」もあることが分かる。清国が朝鮮の内情を知らなかったのは、こうした宗属関係の「齊其政令、朝鮮之所自為也」という事情も絡んでいた。

だからと言って、清国は朝鮮のことを放っておいたわけではなかった。清国は同時に属国に対して、保護する責務もあり、琉球などと同じく清国の宗属国としての朝鮮は、満州人発祥の地の隣にあるという位置的な重要性から、清国から特に防波堤的な役割も担っていたと見られた。1870年代の清国は、日朝関係が拗れるのを恐れて、日本に近い沿海部の督撫らからの情報を基に、何度も朝鮮に対して勧告あるいは警告を発した。

日本の台湾出兵初期の1874年5月30日に、総理衙門は日本軍と対峙する南洋大臣沈葆楨からの情報を受けた。それによると、「日意格」（Giquel Prosper. 清国税関で雇われたフランス人）の伝えによると、日本が長崎に5千人の軍隊を待機させ、台湾事件後に朝鮮に派遣しようとしている。フランス・アメリカも以前に朝鮮と事を構えて不満に思っており、必ず軍艦で日本を支援するだろう。朝鮮は三国に対抗できないから、もし清国が朝鮮に仏・米と条約を結んで通商させれば、日本は孤立して派兵できなくなる。たとえ日本が派兵としても、〔単独では〕朝鮮に侵入できないだろう、という内容だった。よって総理衙門が上奏し、朝鮮への開国を勧めることの許可を求めた。

查日本覬覦朝鮮、匪伊朝夕、外国新聞紙屢言之、日意格所言、未必無因。若日本果欲逞志朝鮮、兼有法・美相助、勢難漠視。至與法・美立約通商之說、従前各国屢有此意、歷經臣衙門婉轉阻止。今既有所聞、誼應從實告知。擬請旨飭下礼部、酌量密咨朝鮮国王、豫籌辦理。³⁴

上記の内容とする清国からの知らせに対して、朝鮮側は次のように答えていた。

立約通貨、前後論辨、已有洞悉。懇祈交渉日本及法・美国、俾為紛紜。³⁵

朝鮮国王の書簡に対して、礼部は以下のように理解した。

今該国王咨文、歴述該国向與日本未嘗啓衅、及法・美兩國意在交渉等情、懇請特降諭旨曉諭各国。³⁶

朝鮮国王の咨文に対して、総理衙門は次のように仲介の意思がないことを述べた。

其事之究竟虚实、及該国如何預行籌措之处、原应由該国王自行審度辦理。今拋札部奏咨朝鮮国王覆陳各情、是該国與日本既未經生衅、法・美雖意在交渉、此時亦並無拳動、更無事先與論及、轉致各国或有生心。所有該国王請降諭旨曉諭各国之处、亦应毋庸置議。³⁷

朝鮮側には、開国の意思がなかった。当時の実力者である李裕元が国王から清国の知らせについての意見を求められて次のように答えていた。

総理衙門、欲報我国之有事、則只言有事而已、何為以通商等說、有若恐動而誘之者乎？中国事有未可知、而我国之準備器械、嚴守辺圉、何可少弛乎！³⁸

琉球亡命人が清国に渡って、日本による「阻貢問題」が発覚した1877年以降、78年5月30日（光緒四年四月二十九日）李鴻章は何如璋への手紙で次のように述べている。

中国若隱忍緘黙、彼且疑我怯弱、或将由琉球而及朝鮮、不如早遏其萌、使無覬覦。是今日日本阻貢之挙、中国不能不與力争者、理也！情也！³⁹

李鴻章は琉球問題で清国が沈黙すれば、日本はさらに朝鮮に領土要求を求めて来るのではないかと恐れた。また、李は同年6月9日（五月九日）に総理衙門の諮問に対して次のように答えていた。

琉球地処偏隅、尚属可有可無、設得歩進歩、援例而及朝鮮、我豈終能默爾耶⁴⁰

李鴻章は、琉球の位置が清国にとって重要ではなく、存続してもしなくても、大したことはないが、仮に日本が琉球でのやり方を朝鮮に向けて実行すれば、清国はずっと黙っていられないと意識して、朝鮮のためにも清国は日本と琉球問題を交渉する必要があると論じた。ここでは、李鴻章は同じ清国の藩属国でありながら、朝鮮をより重要視していることがわかる。

また、琉球の第三次処分の直前の時期に、朝鮮国王から日本と書類のやり取りに関する伺いの書簡が来て、総理衙門は、以下のように上奏して、清国の方針を示した。

臣等查光緒元年十一月間、日本使臣森有礼来臣衙門、面通節略、捩称欲與朝鮮修好等因、臣等当云以、朝鮮雖為中国藩服、其國中政教禁令概由該国自行專主、中国從不與聞等語……日本與朝鮮和約十二款内、第一款内有“朝鮮国係自主之邦”等語、今准該国王咨称前因、臣等詳核：朝鮮久隸中国而政令均歸自理、其為中国所属、固天下所共知；其為自主之国、亦天下所共知。所有朝鮮答覆日本文書應由朝鮮自行斟酌復之。……光緒五年正月十八日。

奉旨：知道了。⁴¹

ここで、総理衙門は、かつて日本使者森有礼に答える文書に「朝鮮は中国の藩属国であるが、しかし朝鮮内部の政教禁令の一切は悉く自主に任せており、」という文言があつて、また、日朝修好条規の第一条にも「朝鮮国は自主の邦である」と書かれ、朝鮮は清国の藩属国であることは世の中に知られており、従つて、日本への文書の書き方は朝鮮国に任せるべきであると言っている。

このように、第三次琉球処分の前では、森有礼公使と接触した清国側は朝鮮の安全を重要視しており、清国の責任で朝鮮を守る覚悟を決めていた。また、後に清国の朝鮮開国政策を主導した李鴻章はすでに琉球問題から朝鮮のことを連想して、日本が朝鮮に浸透するのを恐れた。なお総理衙門は、朝鮮内政への不干渉策を実行して、李鴻章ほどの危機感がなかったようである。とにかく、清朝関係において、「内政自主」に関しては曖昧さがあつたものの、朝鮮の安全に関する問題では、清国側の強い意志が感じられた。これについて、ベトナム問題でフランスに対応した清国の方針が同じく、宗属国の安全を守るには、できるだけ力を尽した（彭沢周氏の一連の研究を参照されたい）。

第二章 琉球処分後の清国の朝鮮政策の変化と朝鮮開国

琉球処分が行われた後、朝鮮問題に関する丁日昌の意見書が総理衙門の賛同を得て、最終的に李鴻章による朝鮮開国を勧誘する政策として実行することになる。

丁日昌の主な意見は以下のようなものである。

朝鮮不得已而與日本立約、不如統與泰西各国立約；日本有吞噬朝鮮之心、泰西無滅絶人国之例、将来両国啓釁、有約之国皆得起而議其非、日本不致無所忌憚。若泰西仍求與朝鮮通商、似可密勸勉從所請；並勸朝鮮派員分往有約之国、聘問不絕。⁴²

丁日昌は琉球処分後の情勢を鑑みて、朝鮮は日本と条約（1876年の日朝修好条規、筆者）を結んだ以上は、欧米諸国とも条約を結んだ方がよい、でなければ日本に呑みこまれる。欧米と条約を結べば、将来日本が朝鮮と事を構えても、条約関係国の関与で日本の思うように

はならないと考えた。丁日昌が主張する朝鮮開国の目的は朝鮮の保全、つまり清国の藩属国のままにあるとすることができる。

丁日昌の上奏を受けて、総理衙門は西太后への上奏書で琉球処分後の朝鮮情勢を以下のよう

東洋三国、日日本、日琉球、日朝鮮；琉球・朝鮮久隸中国藩属、琉球接壤日本、而朝鮮尤為中国東三省屏蔽、實有唇齒相依之勢……日本・朝鮮両国積不相能、自日本用西人主謀、改藩封為郡県、事事崇尚西洋、遂来中国訂立条規、名為通好、實図窺伺。旋以兵威脅制朝鮮、強令通商、非朝鮮心所願也。日本恃其詐力、雄視東隅。前歲台湾之役、未受懲創；今年琉球之廢、益張氣焰。臣等以事勢測之、将来必有逞志朝鮮之一日、即西洋各国亦必有群起而謀朝鮮之一日。中国將往助而力有未逮、將坐視而勢有不能。臣等為朝鮮計、愈不能不為中国慮。⁴³

ここで、総理衙門は同じ清国の藩属国でありながら、琉球よりも朝鮮の重要性を強調し、そして、日本の琉球処分までの動きを見れば、次は必ず朝鮮へその侵略の矛先を向けると予測し、そのために今から対策を講じないといけないと語った。また今後の対策については下記のように述べた。

光緒二年十二月（1877.1～2月）、據北洋大臣李鴻章函称：朝鮮使臣李裕元係該国執政之列、曾致書該大臣、道其仰慕。該大臣復書、略及外交之意。該大臣與其執政、前有信函往来、此時若以此意籍為開導、尚非無因而至。可否飭下該大臣、查明丁日昌所陳各節、設法轉致朝鮮、俾知理貴因時、治期可久、知彼知己、利害宜權、庶該国可免机捏之虞、而中国亦籍資屏蔽之力。臣等因事關大局、理合縷晰附片密陳。⁴⁴

総理衙門は礼部から朝鮮側に直接に指示するのではなく、李鴻章と朝鮮役人李裕元との個人ルートを利用して、丁日昌の意見をもとに李鴻章による朝鮮に対する開国勧告を行うことを西太后に上奏した。

総理衙門の上奏を受けて、西太后はすぐには李鴻章に次の上諭を下った。

著李鴻章查照本年五月間（1879.6～7月）丁日昌所陳各節、作為該督之意、轉致朝鮮、俾得未雨綢繆、僭弭外患。原片著抄給閱看。將此密諭知之。欽此。」遵旨寄信前來。⁴⁵

このように、西太后の上諭は総理衙門が上奏した通りに降りた。これにより、清国が新た

に對朝鮮政策を実施し、開國勸誘の責任を李鴻章に委ねることになる。

李鴻章が上諭を受けて、早速李裕元に手紙を書き、説得を行った。

琉球亦數百年旧國、並未開罪於日本、今春忽發兵船、去^り（劫？）廢其王、吞其疆土。其於中國與貴國、難保將來不伺隙以逞。……唯當代貴國審度躊躇、似宜及此時密修武備、籌餉鍊兵。……貴國既不得已而與日本立約、通商之事已開其端……為今之計、似宜以毒攻毒、以敵制敵之策、乘機次第與泰西各國立約、藉以牽制日本。……以朝鮮之力制日本、或虞其不足、以統與泰西通商制日本、則綽乎有餘。⁴⁶

李鴻章はまず琉球処分 の 不当を例に、日本が将来的に清国と朝鮮にも事を構えてくるので、今の内に軍備の増強と軍事費の補充をすべきことを勧め、また、朝鮮は日本と条約を結んだ以上は欧米諸国とも条約を締結して、日本を牽制すべきであることも勧めた。ここでは、李鴻章は専ら日本の脅威を強調して、その対応の必要性を述べた。

李鴻章はその後、総理衙門への書簡で、将来の朝鮮政策への展望を以下のように述べた。

将来即朝鮮允與立約、似未便徑告西人、尚須稍作曲折、俾西人勿萌生奢望、而朝鮮易於遵辦。⁴⁷

ここでは、李鴻章は欧米諸国を警戒して、なるべく欧米と朝鮮の両方にとって受け入れやすい条約づくりを目指すことを述べている。

しかし、永平県太守の遊智開を通して届いた十月七日（1879.11.20）の李裕元の返信は開國のことを触れずに、李鴻章を失望させるものだった。そして、李裕元の別の遊智開への手紙で朝鮮が欧米と通商したくない事情を述べた。これを受けて、李鴻章は、五年十一月十三日（1879.12.25）に総理衙門への書簡で、次のように述べた。

朝鮮既堅不欲與西人通商、中國自難強勸、敵虺似不必再行瀆奏、可否請於召對之頃、敷陳及之、伏候卓裁。⁴⁸

李鴻章は李裕元の回答に失望して、對朝鮮開國策の実施に諦めかけていた。

その後、李裕元はさらに十一月十二日（1879.12.24）に李鴻章に手紙を送って、朝鮮開國についての考えを以下のように書いた。

今要制敵而我先受敵、要攻毒而我先中毒、竊恐一遇毒而不復起也、奚暇以制敵乎。……

而興琉邦於已滅、則公法有難行歟。……則設令敵邦改圖、広置港埠、悉学技巧、……奚翅藏枵債累、蹈日人之轍也。……然而私自依怙者、泰西與日本既無敢恣肆於爵前威鎮之下、則小邦永頼大德、機事輒荷提命、是所日夜祈祝之至情。⁴⁹

李裕元は逐一李鴻章の書簡の要点に回答して、朝鮮開国の不可を述べた。彼はまず勧められた欧米諸国と条約を結んで日本に抗するという「毒を以て毒に制する」策に対して、朝鮮の現状では欧米に開国すれば收拾がつかなくなるので、日本に対抗するには不可能であること、そして、国を守るに万国公法が有効でもなぜ琉球を守れなかったこと、さらに朝鮮が近代産業を興して港を整備し、技術を勉強してもやはり日本のように多くの債務が残るだけ(おそらく何如璋が修信使らに語ったものであろう)と予想したことなどを述べて、清国保護の下での朝鮮の安全を期した。

対して、李鴻章は六年二月初七日(1880.3.17)の総理衙門への書簡で「因勢轉移、相機利導、殆非一朝夕之功也(『訳署函稿』第十卷22ページ)」と嘆いていた。このように、李鴻章と李裕元ルートでの朝鮮開国への勧告が失敗におわった。

李鴻章による李裕元ルートでの開国勧誘策が行き詰まる中、清国駐日公使館のルートによる勧誘が朝鮮政府に影響を与え始める。

1880年4月～6月ごろ、駐日公使何如璋はアメリカの軍艦が日本の紹介で朝鮮に条約を求めに行つて失敗に終わったことと、米国側が日本の不十分な斡旋に不満を持っていることを李鴻章に伝えた。また、このごろ、朝鮮使者が日本に来るのを知った何は、李鴻章への書簡で以下のことを述べた。

朝鮮使臣、計期当来。泰西通商之事、中堂前諭以利害、勸以理勢、使之必従、此至計也。……為今之計、以朝鮮一隅之地與万国互相維持、此中国之利也。……朝鮮は若與西人立約、則有事皆可與聞、泰西諸国無不忌俄、正可借各国之勢力暫相牽制。⁵⁰

何は李鴻章による朝鮮開国勧誘方針(すでに失敗に終わったことを何が知っているかどうかは、わからない)を賞賛して、朝鮮開国が清国にとって、また朝鮮自身にとって重要であることを論じていた。暗に何も来日する朝鮮使者に対する開国勧告を行うことを李鴻章に知らせた。

その後、米国の軍艦が日本の紹介で朝鮮に赴くことを知り、何は再び李鴻章に手紙を送っている。

美国又專遣兵船前来(此事、初開英・法各使言之、由麦嘉締詢之美署使、信然)、揣其形勢、

非聯各国、要之、必挾日人以為之介、群起相持、朝鮮慮不能再拒。然使此事成於日人之手、以固其東西之交、万不如我自為之、猶得攬其權取其利、且可漸施吾合縱締交之謀。此機會不可失也。⁵¹

この手紙で、何は米国と朝鮮の条約締結による朝鮮開国は阻止できない情勢になったと認識し、日本の手による仲介が成功すれば、各国における日本の重要性が増すことになるので、それより、清国の手による朝鮮開国は、清国に利権をもたらすだけでなく、欧米と連携して朝鮮を条約体制に組み込ませてその安全を守る策が徐々に実施していくことができるので、この貴重な機会を清国が失ってはいけないと論じた。

1880年8月に朝鮮修信使として日本を訪れた金弘集は清国公使館に行った際、何如璋の意を受けて黄遵憲が作った『朝鮮策略』が手渡された。『朝鮮策略』には、朝鮮に「親中国・結日本・連米国」策が勧められた。この意見書こそが朝鮮国王をはじめ、多くの大臣らに開国の意志を固ませたとされている。大変興味深いのは、朝鮮に対する開国を勧告した黄は、李鴻章とちがう対日策を持っていた。

1880年10月、何如璋は総理衙門への書簡で朝鮮使者に対欧米開国を勧告することおよび、米朝条約を仲介する理由などを説明する予定などを伝えた。

朝鮮金使之将来、如璋欲勸令外交。荷承総署指示、又素知北洋李爵相屢經致書勸諭、而近代南洋峴庄制府亦主此議。因於其来也、危詞巽語面為開導、渠頗覚悟。復慮言語未通、不能尽意、中亦有如璋碍難金尽言者。因命參贊黄遵憲作一『朝鮮策略』、設為問答論難之辞。……正為防俄之吞噬、憚泰西諸国之要挾、不得不挾一較為公平之美国、早與結約、以圖結援、以圖舒禍。⁵²

上記書簡の中で、何はまた、九月十七日(10.20)、十八日(10.21)に朝鮮使者の李東仁が突然公使館に来て、朝鮮政府の変化を伝えたことと、近い内に、何如璋宛てのいわゆる国王の意思を受けた金宏集氏からの手紙が届く予定で、米国との通商を希望する内容があるはずであることを伝えたことを述べていた。このことについて、何はまた電報で李鴻章にも伝えた。

茲有朝鮮委員李東仁身帶国王密詔、拋称現朝議一変、由国命金使致書與璋、書意欲璋勸美來結約。此事可否代為周全、現請総署電示、以便收到金信後遵行……⁵³

これに対して、李鴻章は次のように返事していた。

来電閱悉。朝鮮前有使臣来津、已切实開導、令速與西国結約通商、以牽制俄日、並奏明矣。事有轉機甚好。⁵⁴

なお、金氏の手紙が遅れて十一月二十九日（80.12.30）にやっと何如璋の手に届いたが、しかし、米国との通商に関する内容がなく、開国勧告に感謝していること、開国のきっかけが掴めないこと及び清国からの「重賜之大悔」を俟つことが書かれてあった。清国から具体的な指示を待つ朝鮮側の事情について、何如璋が十一月二十一日（80.12.22）に朝鮮使者卓挺植との会談でも確認された。⁵⁵

何は六年十月十六日（80.11.18）の書簡で、著名な「主持朝鮮外交議」一文を総理衙門に送っている。何は、文中に朝鮮外交についての三策を提示した。つまり、清国から一大臣を朝鮮に駐在させ、内政外交を掌握して、朝鮮侵略を企てる外国の陰謀を絶たせる上策；或は、万国公法に従って、清国から一大臣を派遣して、朝鮮の代わりに外国と条約を結んで、清朝宗属関係を各国の前で明確にする策；或は、論旨により、朝鮮国王に命じて、他国とはじめに「茲に朝鮮国は中国政府の命令を奉じて某某国と締約することを願う」などを含む条文の条約を締結させる策の三策である。

六年十二月二日（81.1.1）、総理衙門が何の上述意見書を否定する電報をくれた。

中国代為主持、恐生疑慮且多関碍、……立約一層、聽其自主、中国不為干預、只可密為維持調護。北洋所見亦同。⁵⁶

しかし、七年正月二十三日（81.2.21）に、何は新たな朝鮮開国に関する意見を総理衙門に伝えている。

朝鮮外交一事、如璋前呈「主持朝鮮外交議」、院既經繕呈之後、再四籌思、所議派員前往代為主持、及奏請諭旨飭令立約、一時皆未便行。惟念朝鮮前與日本立約、約中有「朝鮮為自主之邦」一語、嗣以朝鮮礼曹行文日本外務中、有「上国指揮」等字擡頭繕写。而日本公使花房義質竟無理取鬧、行文駁詰。如璋私心窃冀除立約仍由朝鮮外、但使其能於約中不触不背、順便露出中国属国影子、則外人不認為自主之邦、庶幾将来無事時、可互相聯絡以壯声援；有事時、可互相策応、無須中立、而朝鮮外交、一切仍系由彼自行辦理也。⁵⁷

以上のように、駐日公使館ルートによる朝鮮開国勧告が続いた結果、朝鮮政府が開国へ意思を固めつつあるが、なおも一押しが必要であった。

こうした情勢の中、清国は古い体制での朝鮮内政不干涉政策を改め、新体制を作って朝鮮

開国政策を遂行することとなった。総理衙門は七年正月二十五日（81.2.25）に西太后に以下のように上奏した。

竊思朝鮮通商一事、英・法・美等国蓄意已久。朝鮮現既願與英美立約、各国即可由此推广、業経何如璋將利害関頭剴切告知。特以該国議論紛歧、未能決計、欲藉中国勸諭之力、以积其疑而堅其信。臣等再四籌思、朝鮮果否願與西国通商、本非中国所能強、惟事機所在、自应開誠曉諭、冀可破其成見。查属藩定制、公牘往来、職之礼部、不特有需時日且幾事亦易漏洩。嗣後遇有關係洋務緊要之件、可否由北洋大臣及出使日本大臣與該国通文函、相機開導、仍將隨時商辦情形知照臣衙門、以省周折。庶蕞爾之懷、得借外交為聯絡。朝鮮安則東三省之屏蔽益固、所繫誠非淺鮮。事関變通旧制、臣等未敢擅便。如蒙俞（ま）允、即由臣衙門行知北洋大臣及出使日本大臣欽遵辦理。……⁵⁸

総理衙門は、欧米諸国が朝鮮と通商を望んでおり、何如璋の勸告によって朝鮮からの反応があったが、未だ開国策の決定に至らずに清国からの一押しを望んでいる。従って、時機を逃さずに旧制を改め、礼部を通さずに李鴻章・何如璋を中心に朝鮮に対する開国勸告を行ったほうが朝鮮の安全を期することができるかと述べている。

上記の上奏書から分かるのは、清国は朝鮮開国を実現させるために、敢えてこれまでの体制を改め、対朝鮮外交の主導権を李鴻章らに委ね、清国側（総理衙門）の決心の強さの表れでもあったと言える。同時に、琉球処分によって清国の対朝鮮政策に重要な変更をもたらしたとも言えるのである。従って、朝鮮開国は黄遵憲・何如璋らの役割が大きかったが、やはり、李鴻章、総理衙門の主導的な意見の下で成し遂げるものと見なくてはいけない。なお、清国内の李鴻章の立場の好転も契機とした。次章は具体的に論じる。

注

- 1 清国と周辺国の宗属関係を論じた研究には、坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会 1973年10月；浜下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店 1997年5月 などがある。
- 2 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上巻 朝鮮総督府中枢院発行 昭和十五（1940）年三月；文化資料調査会再刊 昭和38（1963）年11月 546～547ページ
- 3 糟谷憲一「近代的外交体制の創出—朝鮮の場合を中心に—」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史・II 外交と戦争』東京大学出版会 1992年7月 236ページ
- 4 原田環『朝鮮の開国と近代化』溪水社 平成9（1997）年2月 70～71ページ
- 5 同上、154～181ページ
- 6 王如絵『近代中日関係與朝鮮問題』人民出版社 1999年2月 55～58ページ
- 7 岡本隆司『属国と自主のあいだ』名古屋大学出版会 2004年10月 25ページ
- 8 同上、38・39・368ページ

- 9 同上、27ページ
- 10 同上、39ページ
- 11 田保橋前書、859ページ
- 12 奥平武彦『朝鮮開国交渉始末』刀江書院 昭和十(1935)年三月 76~77ページ
- 13 奥平前書。
- 14 信夫清三郎『近代日本外交史』中央公論社 昭和17(1942)年 59ページ
- 15 坂野前書、381ページ
- 16 同上、382~383ページ
- 17 Key-Hiuk Kim (金基赫), *The Last Phase of the East Asian World Order: Korea, Japan, and the Chinese Empire, 1860-1882* (Berkeley and Los Angeles: The University of California Press, 1980); 金基赫「李鴻章対日本和朝鮮政策的目的, 1870-1882年」・劉広京、朱昌峻編集 陳絳(訳)『李鴻章評伝』上海古籍出版社 1995年 188~193ページ
- 18 津田多賀子「一八八〇年代における日本政府の東アジア政策展開と列強」『史学雑誌』91-12 1982年
- 19 姜在彦『朝鮮近代史』平凡社 1986年1月 46~49ページ
- 20 糟谷前書、236~238ページ
- 21 同上、243ページ
- 22 高橋秀直「1880年代の朝鮮問題と国際政治—日清戦争への道をめぐって」『史林』71(6) 1988年11月; 「壬午事変後の朝鮮問題」『史林』72(5) 1989年9月; 「壬午事変と明治政府—江華条約より壬午事変までの朝鮮政策の展開」『歴史学研究』601 1989年12月; 『日清戦争への道』東京創元社 1995年6月
- 23 海野福寿『韓国併合』岩波新書 1995年5月 42~50ページ
- 24 原田前書、204~214ページ
- 25 同上、76~78ページ
- 26 王如絵前書、64~81ページ
- 27 岡本前書、第三部「第八章 アメリカの清韓関係観」263~340ページ
- 28 岡本前書、第I部の第二・第三・第四章を参照
- 29 前述糟谷・原田・岡本各氏の研究
- 30 藤村道生「明治維新外交の旧国際関係への対応—日清修好条規の成立をめぐって—」『名古屋大学文学部研究論集』XXXI 1966年3月; 西里喜行「洋務派外交と士命琉球人(I)—琉球分島交渉再考—」『琉球大学教育学部紀要』第36集、1990年; 布和「李鴻章と日清修好条規の成立」『桜花学園大学研究紀要』第5号 2004年等を参照。
- 31 谷淵茂樹「日清修好条規の清朝側草案よりみた対日政策」『史学研究』第253巻(2006年8月)
- 32 佐々木揚「同治年間後期における清国洋務派の日本論—李鴻章の場合を中心として」『東洋史研究』44巻3号1985年。
- 33 光緒二(1876)年正月(陰曆・旧曆)三十日「総理各国事務衙門奏與日本使臣往来照会等件擬咨送礼部轉行朝鮮摺附件・覆日本国照会」・『清光緒朝中日交渉史料』
- 34 『籌辦夷務始末』97巻16~17ページ
- 35 同上
- 36 同上
- 37 同上、28ページ
- 38 『李朝実録』
- 39 『李文忠公全書・訳署函稿』第八巻5ページ

- 40 『李文忠公全書・訳署函稿』第八卷1～2ページ
- 41 「総署奏 抛朝鮮王咨日本不認朝鮮為中国属国 請由朝鮮自行酌復摺」『清季外交史料』第十五卷1～2ページ
- 42 「総理各国事務衙門奏擬勸朝鮮交聘各国片 光緒五（1879）年七月初四日（旧曆）」『清光緒朝中日交渉史料』第一卷31～32ページ
- 43 同上
- 44 同上
- 45 同上、32ページ
- 46 『清季外交史料』第十六卷15ページ
- 47 『李文忠公全書・訳署函稿』第九卷34ページ
- 48 『李文忠公全書・訳署函稿』第十卷16～17ページ
- 49 『清季中日韓関係史料』第二卷398～401ページ
- 50 「上李伯相論主持朝鮮與各国通商書」『何如璋集』109ページ
- 51 「再論朝鮮通商書」『何如璋集』110～111ページ
- 52 『何如璋集』228～229ページ
- 53 「駐日本何使由長崎来電」光緒六年十一月初二日（1880年12月3日）到 『李鴻章全集・電稿（一）』上海人民出版社 1985年6月
- 54 「復何使」光緒六年十一月初二日（1880年12月3日）、『李鴻章全集・電稿（一）』上海人民出版社 1985年6月
- 55 『何如璋集』235～236ページ
- 56 同上、235ページ
- 57 同上、237ページ
- 58 『清季外交史料』第二十五卷1～3ページ